

## 平成 25 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 25 年 12 月 4 日から 17 日までの 14 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 21 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

#### ●芦屋町子ども・子育て会議設置条例の制定

急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考え合わせて、子どもを養育している人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として子ども・子育て支援法が制定されました。

子ども・子育て支援法に基づき、住民に身近な市町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を計画的に進めるため、芦屋町子ども・子育て会議を設置する条例です。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定

平成 27 年 4 月から施行される「子ども・子育て支援新制度」の目的が果たせるよう、平成 26 年 4 月に「健康・こども課」が新設されます。

健康・こども課は、現在の福祉課と住民課の枠組みを見直し、子育て支援に関すること、健康づくりに関すること、保健に関することを所掌事務とします。新設される子育て支援係では、子育て支援、保育所、児童扶養手当、母子福祉、学童保育などの事務が行われます。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定

地方税法の一部改正により、延滞金の利率が引き下げられることに伴い、同様の改正を行うとともに、併せて条項の追加や文言の修正等を行うものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

地方税法の一部改正により、延滞金の利率が引き下げられることに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例についても、同様の改正を行うものです。

(可決 満場一致)

#### ●社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

法律の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から消費税および地方消費税の税率が改正される

ため、関係条例の整備を行うものです。

(可決 満場一致)

**●芦屋町一般職職員の給与に関する条例及び芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定**

町立芦屋中央病院の看護師の宿日直勤務に係る「宿日直手当」及び夜間勤務に係る「夜間看護手当」について、国及び近隣の病院と比較して低い水準であること、また、看護師の確保及び定着化のため、手当額を国と同額に改正するものです。

宿日直手当:4,200 円→5,900 円

夜間看護手当:4,000 円→6,800 円

(可決 満場一致)

**●芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されたことに伴い、条例内の法律題名を引用している箇所を改めるものです。

(可決 満場一致)

**●芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

所得制限外住宅の入居資格を町営住宅にあわせて「芦屋町に 3 ヶ月以上住民登録がある場合」から「芦屋町に住民登録がある場合」と改め、資格者の範囲を拡大するものです。

(可決 満場一致)

**●芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定**

平成 23 年 6 月定例会で議員定数 13 名を 10 名にする改正案が議員提案されていました。平成 23 年 9 月に設置された議会改革特別委員会に付託されて審査された結果、議員定数 13 名を 12 名にするという改正案に修正で可決しました。

(一部修正可決 賛成多数)

**【予 算】**

**●平成 25 年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)**

歳入、歳出それぞれ 8,200 万円の増額補正を行うものです。

**歳入**＝特定防衛施設周辺整備調整交付金 6,153 万円及び財政調整基金繰入金を 596 万円増額計上したほか、森林整備加速化・林業再生事業費補助金 540 万円や福岡県介護基盤緊急整備補助金 405 万円を措置しています。

**歳出**＝一般職職員の給与削減に伴う減額措置や後期高齢者医療療養給付費負担金 1,226 万円を減額計上したほか、松くい虫伐倒駆除委託や国民宿舎特別会計繰出金 1,193 万円、乳幼児・子ども医療費助成事業基金積立金元金 5,775 万円を増額措置しています。

また、子ども・子育て支援新制度に伴う関係経費を計上しているほか、地域活動支援センター建設補助金 675 万円を措置しています。

なお、債務負担行為として、新病院建て替え等に係る総合運動公園内造成地測量委託を予定しています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

歳入＝特別調整交付金 262 万円の増額、前期高齢者交付金 6,243 万円の増額、職員給与等に関する一般会計繰入金 82 万円の減額を計上しています。

歳出＝給与費 50 万円の減額、国保直営診療施設繰出金 262 万円の増額及び調整による予備費の増額を計上しています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第 1 号)

歳入、歳出それぞれ 406 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝内部改修工事期間の休館に伴う指定管理者納入金 787 万円の減額と、歳入減・歳出増に伴う財源として一般会計繰入金 1,193 万円の増額を計上しています。

歳出＝内部改修工事期間の休館に伴って、指定管理者が営業できないことにより被る損失補填額 406 万円を新たに計上しています。

(可決 満場一致)

●平成 25 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第 1 号)

歳入、歳出それぞれ 6 万円減額補正を行うものです。

歳入では、一般会計からの繰入金を減額し、歳出では、給料の減額及び職員手当等の増額を計上しています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第 1 号)

歳入、歳出それぞれ 192 万円増額補正を行うものです。

歳入では、前年度繰越金の増額を計上し、歳出では、予備費の増額を計上しています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 1 号)

支出において、職員の給料の減額措置により営業費用を減額をしています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第 2 号)

収益的収支では、職員の給料の減額措置等に伴い、給与費を 2,132 万円減額しています。

資本的収支の収入では、他会計負担金において、国民健康保険調整交付金の確定に伴う262万円の増額補正を行い、支出では、病院建設改良費において、新病院建設に係る総合運動公園内造成地測量委託525万円を増額補正するとともに、総合運動公園内造成地測量委託1,260万円の債務負担行為を計上しています。

(可決 賛成多数)

#### ●平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

収益的支出では、職員共済組合納付金追加費用の納付率の変更のため、法定福利費15万円を不用額として減額補正を行うものです。

また、資本的支出では、給料の特例減額措置に伴う給料20万円の減額を計上しています。

(可決 賛成多数)

#### ●平成25年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

はまゆう公園周辺整備基本・実施設計委託が年度内完成ができなくなったため繰越明許費の設定と、それに伴う消費税分12万円の増額補正を行うものです。

(可決 満場一致)

#### 【意見書】

#### ●容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、容器リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを求める意見書です。

(一部修正可決 満場一致)

#### ●特別養護老人ホーム設置に関する意見書

福岡県第6次高齢者福祉計画において、平成26年度福岡県高齢者福祉施設等整備方針で、芦屋町に対し特別養護老人ホーム設置枠が付与され、現在、町から福岡県へ協議書が提出されています。

特別養護老人ホームの設置については、24年度、25年度と過去2年間は採択に至らず、今回が最終年となるため、福岡県に対し住民の悲願である特別養護老人ホーム設置の採択を求める意見書です。

(可決 賛成多数)

**【請 願】**

**●治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願書**

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていません。

よって、政府が治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)を制定することを支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願です。

(不採択 賛成少数)